

全建労発第 54 号
令和 2 年 1 月 22 日

各都道府県建設業協会 会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
会長 近藤 晴貞
〔 公 印 省 略 〕

一般社団法人 全国鐵構工業協会における
「働き方改革」実施に向けた統一目標に係る取組への協力依頼

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、全国の鋼構造物製造及び工事業に関わる企業で構成されている一般社団法人 全国鐵構工業協会（以下、全構協）では、働き方改革関連法に対応するため、標記統一目標を設定し、活動を推進していくこととされています。

全構協会員企業の大部分は中小企業ファブ（製造工場）に該当し、時間外労働の上限規制適用の猶予がなく、本年 4 月 1 日から中小企業ファブに対して時間外労働の上限規制適用対象となるところです。

こうした状況を鑑み、全構協より本会に対しまして、別紙のとおり、標記統一目標を実現するための取組への協力依頼がありました。

つきましては、主旨をご理解いただいた上、会員企業の皆様に周知くださいますようお願い申し上げます。

以上

（担当：労働部 吉田）